

小中一貫教育の推進に係る有識者等懇談会開催基準

令和 5年 5月 1日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第 1条 この基準は、名古屋市立学校における小中一貫教育の推進に関し、学識経験者、学校関係者等から意見聴取する小中一貫教育の推進に係る有識者等懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第 2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が指名する者（以下「構成員」という。）により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校教職員
- (4) 教育委員会職員（学校教職員を除く。）
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 懇談会に座長 1名を置く。座長は、構成員の互選により定める。

3 座長は、懇談会の議事を進行する。

(開催)

第 3条 懇談会は、必要の都度、教育委員会事務局新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室長が開催する。

(謝金)

第 4条 構成員（名古屋市職員を除く。）への謝金は、日額12,600円とする。

- 2 構成員（名古屋市職員以外の者であって愛知県外に在住する者に限る。）の旅費は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市旅費条例第32号）別表に掲げる 8級の職務にある職員に支給する旅費相当とする。

(庶務)

第 5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室において行う。

(委任)

第 6条 この基準に定めるもののほか、懇談会の開催に関して必要な事項は、教育委員会事務局新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室長が定める。

附 則

この基準は、令和 5年 5月 1日から施行する。